

古物営業法に係る手続きのうち

仮設店舗営業の届出 のオンライン申請が始まります

運用開始

令和6年1月4日(木)午後0時(正午)

対象手続

仮設店舗営業の届出

申請要領

警察行政手続サイトから申請できます



問 仮設店舗とは？

答 仮設店舗とは、営業所以外の場所に仮に設けられる店舗であって、届出を行うことで、仮設店舗での営業が可能となります。詳しくは、県警ホームページをご覧ください。

問 注意点は？

答 オンライン申請での仮設店舗営業の届出は、仮設店舗を設置する場所を管轄する警察署を選択して、3日前までに届出を行ってください。



警察行政手続サイトは、警察庁のホームページからログインすることができます。

二次元コードから警察庁ホームページのオンライン申請に関するページをご覧ください。



URL : <https://proc.npa.go.jp/>